

(証券コード：9008)

平成21年6月4日

株 主 各 位

本社所在地：東京都多摩市関戸一丁目9番地1
(登記上の本店所在地：東京都新宿区新宿三丁目1番24号)

京王電鉄株式会社

代表取締役社長 加藤 奂

第88期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第88期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、平成21年6月25日(木曜日)午後6時までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

【書面(郵送)による議決権の行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送下さい。

【インターネット等による議決権の行使の場合】

3ページ記載の「インターネット等により議決権を行使される場合のお手続きについて」をご参照のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力下さい。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月26日(金曜日) 午前10時

2. 場 所 東京都多摩市関戸一丁目9番地1

京王電鉄本社 会議室

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。)

3. 目的事項

報告事項

1. 第88期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告について
2. 第88期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）連結計算書類の会計監査人および監査役会監査結果報告について

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当および処分について
- 第2号議案 取締役賞与の支給について
- 第3号議案 定款の一部変更について
- 第4号議案 取締役18名選任について

4. 招集にあたっての決定事項

議決権の行使について

書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。

また、インターネット等によって議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。
 2. 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する委任状のご提出が必要となりますのでご了承下さい。
 3. 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.keio.co.jp/>) に掲載させていただきます。

インターネット等により議決権を行使される場合のお手続きについて

1. インターネットによる議決権行使に際して、ご了承いただく事項

- (1) インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでも議決権を行使することが可能です。

【議決権行使サイトURL】 <http://www.webdk.net>



※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

- (2) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力下さい。
- (3) インターネットによる議決権行使は、平成21年6月25日（木曜日）午後6時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
- (4) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (5) インターネットによつて議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。
- (6) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

2. インターネットによる議決権行使のためのシステム環境

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ① インターネットにアクセスできること。
- ② パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 5.5 SP2以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。）
- ③ 携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）

3. インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点がございましたら、以下にお問い合わせ下さいませますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 住友信託銀行 証券代行部
【専用ダイヤル】 ☎ 0120-186-417（24時間受付）

なお、その他のご照会につきましては、☎ 0120-176-417（平日午前9時～午後5時）の住友信託銀行 証券代行部あてにご連絡下さい。

4. 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に当社に申し込まれた場合には、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

添付書類

事業報告

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当期のわが国経済は、米国発の金融危機が世界経済に波及したことを受け、輸出関連産業を中心に企業収益が大幅に減少するとともに、雇用情勢が悪化し、個人消費も弱まるなど、期後半から景気が急速に悪化いたしました。

このような情勢のもとで、当社グループは、中長期的な視点に立った設備投資を積極的に行うとともに、各事業セグメントにおいて着実かつ効率的な事業活動を展開してまいりましたが、営業収益は4,201億5千万円（前期比2.1%減）となりました。また、運輸業において設備投資の進捗にともない減価償却費が増加したことなどもあり、営業利益は335億8千1百万円（前期比19.9%減）、経常利益は302億6千万円（前期比22.2%減）、当期純利益は154億4千6百万円（前期比14.8%減）となりました。

次に、各事業セグメント別にご報告いたします。

(1) 運輸業

鉄道事業では、調布駅付近連続立体交差事業について、トンネル掘削機（シールドマシン）による掘進を行い、国領駅～調布駅間で上り線トンネルが貫通し、さらに、調布駅～西調布駅間についても掘進を開始いたしました。また、国領駅・布田駅・調布駅の駅部で掘削工事を進めたほか、調布駅で仮橋上駅舎の使用を開始いたしました。自動列車制御装置（ATC）の整備については、信号ケーブルの敷設や車両の改造を進め、相模原線において夜間の走行試験を開始いたしました。災害対策については、幡ヶ谷駅の新たな避難通路や新宿駅の排煙設備などが完成し、すべての地下駅火災対策を完了いたしました。また、耐震性向上策として、吉祥寺駅高架橋の改築工事を引き続き進めております。バリアフリー化およびサービス向上策については、桜上水駅で踏切を渡らずに駅の南北を行き来できる自由通路や、エレベーター・エスカレーターを備えた橋上駅舎の使用を開始したほか、永福町駅などでも工事に着手いたしました。このほか、高尾駅など3駅でエレベーターを設置し、これにより全69駅中、55駅で段差解消が完了いたしました。車両については、バリアフリー化および省エネルギー

化をはかるため、9000系車両を60両、1000系車両を25両新造したほか、引き続き既存の7000系車両を改造いたしました。営業面では、高尾山について、新たに「遠足に行こう。京王×高尾山」キャンペーンを展開し、テレビCMの放映など積極的なPRを行ったほか、鉄道とバスが共同で「深大寺周遊スタンプウォーク」を実施するなど、お客様の誘致に努めました。

バス事業では、路線バスにおいてJR南武線西府駅の開業にあわせて新規路線を開設したほか、高速バスにおいて、松山線（新宿～松山）の八幡浜への延伸や高尾・八王子～羽田空港線の運行回数の増加を行いました。また、中央高速バスを運行する10事業者共同で「中央ハイウェイバスアライアンス（CHANCE）」を結成し、女性専用席の導入やインターネットを利用した「WEB回数券」の販売など、共通サービスを開始いたしました。このほか、共通ICカード乗車券「PASMO」については、利用可能エリアを拡大し、路線バス全線での導入を完了したほか、高速バスにおいても富士五湖線など3路線で導入いたしました。

運輸安全マネジメントについては、引き続き、運輸業の各社で経営トップから現場までが一丸となって、輸送の安全性向上に積極的に取り組んでおります。鉄道事業では、鉄道教習所の施設を活用した教育訓練やヒューマンエラーの防止に向けた啓発活動を引き続き実施いたしました。バス事業およびタクシー業では、ドライブレコーダーの導入・活用などによる安全教育を実施するとともに、京王電鉄バスグループにおいて運転技術指導訓練車による教育訓練を実施いたしました。

運輸業全体の営業収益は、1,309億5千6百万円（前期比1.1%減）、営業利益は、鉄道事業の設備投資の進捗による減価償却費の増加などもあり135億2千8百万円（前期比30.7%減）となりました。

(2) 流通業

百貨店業では、商品管理情報と顧客情報を統合・分析するシステムを導入し、販売促進活動の強化に取り組んだほか、「京王百貨店」新宿店で、前期までのフロア改装を受け、店舗構成の一部見直しを行うなど、集客力の維持に努めました。

ストア業では、商業施設「京王リトナード北野」（第1期）のオープンにあわせて「京王ストア」北野店を増床したほか、むさしの店の全面改装を行うなど競争力の強化に努めました。さらに、物流センターを1か所に統合し、効率化をはかりました。

書籍販売業では、「啓文堂書店」聖蹟桜ヶ丘店をオープンしたほか、沿線外でも東海大学前店および神田駅前店をオープンし、店舗網の拡大をはかりました。

また、「京王聖蹟桜ヶ丘ショッピングセンター」の新館「さくらゲート」をオープンしたほか、南大沢駅前で「フレンテ南大沢」新館の建設を進めております。さらに、「京王八王子ショッピングセンター」の改装を進め、これにともない「京王アートマン」京王八王子店を増床いたしました。このほか、コンビニエンスストア「K-S h o p」を桜上水駅構内にオープンいたしました。

「京王グループ共通ポイントサービス」については、ポイント券への引換期間を最長2年に延長するなど、サービス向上に努めました。

流通業全体の営業収益は、百貨店業などで、景気悪化による消費の低迷の影響を受け、1,852億3千7百万円（前期比2.6%減）、営業利益は58億3百万円（前期比17.6%減）となりました。

なお、「P A S M O電子マネー」について、駅周辺の当社グループ店舗を中心に（一部不動産業、レジャー・サービス業の店舗も含む。）、サービスの提供範囲を拡大したほか、仙川商店街の一部店舗を加盟店とするなど、沿線での加盟店拡大に努めました。

(3) 不動産業

不動産賃貸業では、商業施設について、北野駅高架下店舗を改装し「京王リトナード北野」（第1期）としてオープンいたしました。賃貸マンションについては、学生向けの「フィシオ京王八王子」が完成し、賃貸を開始したほか、さまざまな居室タイプを備えた「アコルト新宿落合」の建設を進め、本年4月に完成いたしました。また、デザイナーズマンション「H i - R O O M S明大前」の賃貸を開始したほか、「H i - R O O M S神泉」の建設を進めております。さらに、中央区日本橋で賃貸資産を取得するなど、収益基盤の拡充に努めました。

不動産販売業では、八王子みなみ野シティおよび多摩境で新築戸建住宅「京王四季の街」を販売いたしました。

このほか、賃貸不動産の仲介に特化した「賃貸ステーション笹塚」をオープンいたしました。

不動産業全体の営業収益は239億6千4百万円（前期比0.9%増）、営業利益は94億4千7百万円（前期比4.8%増）となりました。

(4) レジャー・サービス業

ホテル業では、「京王プラザホテル（新宿）」において、大宴会場「コンコードボールルーム」を改装し、機能性や商品力の向上をはかりました。また、本館7階の料飲施設を改装オープンしたほか、本館25階・26階の客室を改装し、収益力の強化をはかりました。「京王プレッソイン」については、五反田および池袋をオープンし、建替えを進めてきた3店舗すべてについて営業を再開いたしました。

このほか、コンサルティングを重視した旅行カウンター「トラベルプラザせいせき」や、「カレーショップC&C」調布南口店を、それぞれオープンいたしました。

レジャー・サービス業全体の営業収益は、ホテル業での改装工事にともなう営業休止に加え、景気悪化の影響などもあり706億8千4百万円（前期比4.3%減）、営業利益は33億1千万円（前期比28.8%減）となりました。

(5) そ の 他

ビル総合管理業では、PFI事業者として参画している「東京地家裁立川支部（仮称）庁舎整備等事業」の施設が完成し、維持管理業務を開始いたしました。

建築・土木業では、前期に発売した、土地活用のための賃貸マンション商品「リプラ」の販売棟数が4棟となるなど、受注拡大に努めました。

このほか、子育て支援への取り組みとして、世田谷区が開設した「子育てステーション烏山」において、東京都認証保育所「京王キッズプラッツ烏山」を開設するとともに、一時預かり施設「ほっとステイ」などの運営を世田谷区から受託いたしました。

その他の事業全体の営業収益は583億5百万円（前期比5.1%増）となりましたが、ビル総合管理業での減益などにより、営業利益は25億1千4百万円（前期比6.6%減）となりました。

2. 対処すべき課題

当社グループでは、「京王グループ理念」を具現化するための「京王グループ経営ビジョン」に基づき、当社グループの競争力の強化に取り組むとともに、財務の健全性向上に努め、また法令・倫理を遵守し、地域社会貢献活動を行うなど、企業価値・株主の皆様様の共同の利益・沿線価値の向上に努めております。今後も「京王グループ理念」の具現化を目指し、当社グループが長年培ってきた有形・無形の経営資源を維持・活用し、以下のような具体的な施策に取り組んでまいります。

第一に、社会に不可欠なインフラを提供する公益交通事業者としての社会的責任を果たすことを通じて、お客様、お取引先その他のステークホルダーからの信頼を維持・向上させてまいります。当社グループは、日頃から安全確保を最重要課題としており、鉄道事業では安全性をさらに高めるため、自動列車制御装置（ＡＴＣ）の整備による信号システムの抜本的改良工事、構造物の耐震性向上等に向けた安全対策工事のほか、東京都や調布市と協力しながら調布駅付近連続立体交差事業を進めております。さらに、京王線塚塚以西の鉄道立体化については、代田橋駅～八幡山駅付近連続立体交差事業※の事業認可・着手に向け、事業主体である東京都と都市計画手続きや環境影響評価などを進めていくとともに、八幡山以西の鉄道立体化についても早期事業採択に向け関係機関へ積極的に働きかけてまいります。また、駅や鉄道・バス車両のバリアフリー化等にも積極的に取り組んでおります。このように安全確保に向けた投資が重なることで、収支への影響はありますが、中長期的な視点で公益交通事業者としての社会的責任を果たしていくことが「輸送の安全性」「経営の安定性」「事業の継続性」を確保し、ひいては「信頼のトップブランド」の確立につながり、当社グループの企業価値を一層向上させると考えております。

第二に、当社沿線が将来にわたって活力を維持できるよう、「住んでもらえる、選んでもらえる沿線」の実現に向けた施策を継続し、沿線価値の一層の向上に取り組んでまいります。沿線の拠点である京王吉祥寺駅ビル建替の推進、聖蹟桜ヶ丘地区でのショッピングセンターを核とした駅周辺の有効活用策の実施や新宿地区等の将来構想を検討するほか、バリアフリー化にともなう駅改良工事による商業スペースの創出や自由通路の設置等により駅施設の利便性を向上させてまいります。また、社有地等を活用した優良な住居系賃貸物件の拡充に努めるほか、シニアレジデンス事業や子育て支援事業、「一般社団法人 移住・住みかえ支援機構（ＪＴＩ）」を活用した住みかえ事業を推進することで、当社沿線に様々な世代の人々の流入をはかり、定住化を促進してまいります。さらに、生活利便性向上を目指した「生活サポートサービス」のサービスメニューの拡充や「京王ほっとネットワーク」高幡店および当

期にオープンした桜上水店を拠点とした京王線・井の頭線全域での展開、沿線口コミ情報サイト「街はぴ」の充実、「京王グループ共通ポイントサービス」の利便性向上や「PASMO電子マネー」の展開など、きめ細やかなサービス提供に取り組んでまいります。沿線の行政機関、周辺住民、大学等との協力・連携を強化し、沿線価値の一層の向上や地域活性化に多角的に取り組み、沿線の魅力を高め、ひいては鉄道をはじめとする当社グループのお客様を維持・拡大することを目指しております。

第三に、食品スーパーや駅リテール事業などの生活関連事業および宿泊特化型ホテル事業などの強化・拡大を通じ、グループ事業競争力を向上させてまいります。これまで培ったノウハウをもとに、沿線内だけでなく、沿線外も視野に事業展開をはかるほか、既存事業の延長線上にあり、お客様のニーズが見込まれる分野につきましては、事業化に向けた取り組みを行っていくことで当社グループを成長させてまいります。

第四に、以上の施策の実現に向け、今後も従業員を中長期的な視点で育成してまいります。「輸送の安全性」「経営の安定性」「事業の継続性」を実現する担い手は、当社グループの従業員であり、これらの従業員が知識、経験、ノウハウを共有し、将来の当社グループを成長させていくことが重要であると考えております。

第五に、コーポレート・ガバナンスの一層の充実や地球環境への配慮など社会的責任を果たし、当社グループに対する信頼を高めてまいります。コーポレート・ガバナンスにつきましては、迅速な意思決定や経営の透明性向上をはかるため、特別取締役による決議の実施や指名・報酬委員会における取締役の人事、報酬についての審議など経営体制の整備を進めております。また、全社的に内部統制を統括する内部統制委員会を設置するとともに、財務報告に係る内部統制につきましても、評価を継続的に行う体制の整備を進めてまいります。環境保全につきましては、当社グループの環境基本方針に基づき、省エネルギー化や廃棄物削減、資源リサイクル等にグループ全体で取り組んでおり、環境に配慮した事業活動を進めてまいります。

今後も「信頼のトップブランド」の確立を目指し、これらの取り組みをより一層充実させてまいります。

※代田橋駅～八幡山駅付近連続立体交差事業は、平成20年5月に国から新規着工準備箇所として採択されております。現在、都市計画手続きを進めるにあたって立体化の構造形式等の比較設計を行っており、事業費については、当社の直近（平成21年3月末時点）の純資産額の30%以上となることも予想されますが、今後、関係者間で費用負担を含め検討・協議を進める予定です。

3. 設備投資の状況

当社グループの当期における設備投資の総額は859億9千6百万円となり、主な内容は次のとおりであります。

(1) 完成した主な工事等

事業セグメント		設備投資の内容
運輸業	鉄道事業	車両新造（京王線9000系60両、井の頭線1000系25両） 車両制御装置更新（京王線7000系32両） 駅務機器（自動券売機、自動改札機等）更新 地下駅火災対策工事（新宿駅、幡ヶ谷駅） 桜上水駅改良工事
	バス事業	車両新造（路線60両、高速4両）
流通業	ストア業	新営業商品管理システム導入
	ショッピングセンター事業	聖蹟桜ヶ丘ショッピングセンター新館（さくらゲート）建設工事 聖蹟桜ヶ丘ショッピングセンターB館空調設備更新
不動産業	不動産賃貸業	京王リトナード北野（第1期）建設工事 フィオ京王八王子建設工事 日本橋小網町ビル一部取得 ビッグベン（東京都世田谷区）取得
レジャー・サービス業	ホテル業	京王プラザホテル（新宿）大宴会場改装工事 京王プレッソイン五反田建設工事 京王プレッソイン池袋建設工事

(2) 施行中の主な工事等

事業セグメント		設備投資の内容
運輸業	鉄道事業	調布駅付近連続立体交差事業 自動列車制御装置（ATC）整備 吉祥寺駅高架橋改築工事 駅改良工事（永福町駅、芦花公園駅、百草園駅）
流通業	ショッピングセンター事業	フレンテ南大沢（新館）建設工事
不動産業	不動産賃貸業	アコルト新宿落合建設工事

(注) アコルト新宿落合は、本年4月に完成いたしました。

4. 資金調達の状況

当社における当期の資金調達は、設備投資に充当する資金が中心であり、平成21年1月26日に、第27回無担保社債200億円および第28回無担保社債100億円を発行したほか、当社グループ外から342億5千万円の新規借入を行っております。

なお、当社グループにおける当期末の借入金および社債の残高は前期末に比べて399億1千1百万円増加し、2,825億4千9百万円となりました。

5. 財産および損益の状況の推移

区 分	第 85 期 平成17年度	第 86 期 平成18年度	第 87 期 平成19年度	第88期(当期) 平成20年度
営 業 収 益 (百万円)	438,253	430,197	429,190	420,150
経 常 利 益 (百万円)	36,368	36,795	38,872	30,260
当 期 純 利 益 (百万円)	19,867	21,539	18,129	15,446
1株当たり当期純利益 (円)	31.89	34.87	29.36	25.24
総 資 産 (百万円)	630,700	648,161	660,161	692,091
純 資 産 (百万円)	237,644	246,629	244,185	238,873

- (注) 1. 第86期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式の総数により算出しており、発行済株式の総数から自己株式を控除して算出しております。また、第85期については取締役賞与金を控除して算出しております。なお、第86期から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。

6. 重要な親会社および子会社の状況（平成21年3月31日現在）

(1) 親会社との関係

該当事項はございません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
㈱京王百貨店	1,200百万円	100.0%	百貨店業
㈱京王ストア	450百万円	100.0%	ストア業
㈱京王プラザホテル	1,500百万円	100.0%	ホテル業
京王電鉄バス(株)	4,600百万円	100.0%	バス事業

連結子会社は上記4社を含め36社、持分法適用会社は6社であります。

7. 主要な事業内容（平成21年3月31日現在）

当社グループの主要な事業内容は、次のとおりであります。

(1) 運輸業

事業の内容	主要な会社名
鉄道事業	当社
バス事業	京王電鉄バスグループ (京王電鉄バス(株)、京王バス東(株)、京王バス中央(株)、京王バス南(株)、 京王バス小金井(株)) 西東京バスグループ (西東京バス(株)、多摩バス(株))
タクシー業	京王自動車(株)
貨物の輸送・引越し業	京王運輸(株)

(2) 流通業

事業の内容	主要な会社名
百貨店業	(株)京王百貨店
ストア業	(株)京王ストア
書籍販売業	京王書籍販売(株)
駅売店業	京王リテールサービス(株)
ショッピングセンター事業	当社
クレジットカード業	(株)京王パスポートクラブ
生活雑貨関連用品の販売業	(株)京王アートマン
パン、菓子の製造・販売業	京王食品(株)
生花販売業	京王グリーンサービス(株)

(3) 不動産業

事業の内容	主要な会社名
不動産賃貸業	当社、京王不動産(株)、京王地下駐車場(株)
不動産販売業	当社、京王不動産(株)

(4) レジャー・サービス業

事業の内容	主要な会社名
ホテル業	(株)京王プラザホテル、(株)京王プラザホテル札幌、(株)京王プレッソイン
旅行業	京王観光(株)
広告代理業	(株)京王エージェンシー
スポーツ業	京王レクリエーション(株)
飲食業	(株)レストラン京王

(5) そ の 他

事業の内容	主 要 な 会 社 名
ビル総合管理業	(株)京王設備サービス
車両整備業	京王重機整備(株)、東京特殊車体(株)
建築・土木業	京王建設(株)
情報通信業	当社、(株)京王ITソリューションズ
経理代行・金融業	(株)京王アカウンティング
人事業務代行業	(株)京王ビジネスサポート
情報処理代行業	(株)京王ITソリューションズ
社会教育事業	京王ユース・プラザ(株)
清掃業	(株)京王シンシアスタッフ
子育て支援事業	(株)京王子育てサポート

8. 主要な事業所等（平成21年3月31日現在）

会 社 名	主 な 事 業 所 ・ 施 設 等
当 社 (本社：東京都多摩市)	【鉄道施設】 京王線 営業キロ：72.0km 駅数：52駅 車両数：735両 井の頭線 営業キロ：12.7km 駅数：17駅 車両数：145両 【賃貸物件】 京王百貨店新宿ビル、京王プラザホテル、京王プラザホテル札幌、 京王聖蹟桜ヶ丘ショッピングセンター、東京オペラシティ共同ビル、 京王品川ビル
(株)京王百貨店 (本社：東京都渋谷区)	新宿店、聖蹟桜ヶ丘店
(株)京王ストア (本社：東京都多摩市)	京王ストア：東京都23店舗、神奈川県2店舗 キッチンコート：東京都4店舗
(株)京王プラザホテル (本社：東京都新宿区)	京王プラザホテル、京王プラザホテル八王子、京王プラザホテル多摩
京王電鉄バス(株) (本社：東京都府中市)	【路線バス】 八王子営業所、多摩営業所、桜ヶ丘営業所 営業キロ：329.7km、車両数：284両 【高速バス】 新宿高速バスターミナル 営業キロ：1,523.8km、車両数：35両

- (注) 1. 京王線は東京都営地下鉄新宿線と相互乗入れを実施しております。
2. 京王線の車両数には貨車5両および総合高速検測車1両を含みます。

9. 従業員の状況（平成21年3月31日現在）

事業セグメント	従業員数
運輸業	6,882名
流通業	1,884名
不動産業	222名
レジャー・サービス業	2,100名
その他	1,905名
全社（共通）	251名
合計	13,244名

（注） 従業員数に臨時従業員は含まれておりません。

10. 主要な借入先（平成21年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社日本政策投資銀行	99,760百万円
住友信託銀行株式会社	13,870百万円
日本生命保険相互会社	11,051百万円
太陽生命保険株式会社	8,171百万円
中央三井信託銀行株式会社	7,198百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,975百万円

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

(1) 環境経営の推進

当社グループでは、企業の社会的責任を果たすための取り組みの一環として、グループ全体で環境経営を推進しております。具体的な取り組みとして、高尾山や多摩川において「京王クリーンキャンペーン」を平成3年から毎年実施しているほか、(社)日本山岳会「高尾の森づくりの会」と共催で、森林作業や自然観察などを通して自然の大切さを学ぶ「高尾の森 親子森林体験スクール」を開催いたしました。また、(株)京王エージェンシーでは、環境マネジメントシステムに関する国際規格ISO 14001の認証を取得したほか、京王運輸(株)では、エコドライブなど環境保全活動が一定レベルに達していることを示す「グリーン経営認証」を、トラック運送事業を行う3事業所すべてにおいて取得いたしました。

(2) 内部監査についての取り組み

当社では、内部監査部門として社長直轄組織である監査部を設置し、当社およびグループ各社に対する内部監査を実施しております。また、グループ各社の常勤の監査役は原則として当社監査部に所属し、相互に連携し、グループ全体の業務の適正性確保に取り組んでおります。さらに、財務報告に係る内部統制についても、社内横断的なプロジェクトチームにより、早期から取り組んでまいりました。このような取り組みが評価され、内部監査が充実し、成果を上げており、かつ普及・発展に貢献している企業が表彰される「(社)日本内部監査協会 会長賞（内部監査優秀実践賞）」を受賞いたしました。

II. 会社の株式に関する事項（平成21年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 1,580,230,000株
2. 発行済株式の総数 642,754,152株（自己株式31,511,591株を含む。）
 (注) 当社は、平成19年6月28日開催の第86期定時株主総会決議の授権に基づく取締役会決議により、平成20年5月13日に当社普通株式6,000千株を取得いたしました。
3. 株主数 40,406名（前期末比387名増）

4. 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	44,948	7.4
第 一 生 命 保 険 相 互 会 社	31,750	5.2
太 陽 生 命 保 険 株 式 会 社	29,310	4.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4G）	23,684	3.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	20,102	3.3
住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	18,240	3.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	17,932	2.9
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	10,589	1.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （中央三井信託銀行退職給付信託口）	10,000	1.6
富 国 生 命 保 険 相 互 会 社	9,590	1.6

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 2. 当社は自己株式を31,511千株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等（平成21年3月31日現在）

氏名	地位および担当	他の法人等の代表状況・兼職状況
加藤 隼	代表取締役社長	—
下村 良太	代表取締役専務 社務総括、総務部・法務部・広報部・ 人事部分担、コンプライアンス担当	—
松木 謙吉	常務取締役 鉄道事業本部長、鉄道事業本部 工務部長	—
田中 茂生	常務取締役 開発事業部門分担	—
永田 正	常務取締役 総合企画本部長、財務・情報開示担当	—
宮地 徳文	取締役 鉄道事業本部 計画管理部長	—
狩野 俊昭	取締役 開発企画部長	—
川杉 範秋	取締役 人事部長	—
早崎 博	取締役	住友信託銀行株式会社 特別顧問
石橋 三洋	取締役	日本生命保険相互会社 代表取締役副会長
島倉 秀市	取締役	京王電鉄バス株式会社 代表取締役社長
内藤 雅浩	取締役	株式会社京王ストア 代表取締役社長
林 静男	取締役	株式会社京王百貨店 代表取締役副社長
五味 保雄	取締役	株式会社京王設備サービス 代表取締役社長
志村 康洋	取締役	株式会社京王プラザホテル 代表取締役社長
山本 敏雄	取締役	株式会社京王百貨店 代表取締役社長
鈴木 康	取締役	京王不動産株式会社 代表取締役社長
春山 暁	取締役	株式会社京王エージェンシー 代表取締役社長
鈴木 豊明	常勤監査役	—
黒岩 法夫	常勤監査役	—
久米 信介	監査役	第一生命保険相互会社 取締役専務執行役員
鈴木 光春	監査役	弁護士

(注) 1. 期中の役員の変動は次のとおりであります。

氏 名	新	旧	異 動 日
山 本 敏 雄 鈴 木 康 春 山 曉	取 締 役	〔就 任〕	平成20年6月27日
官 田 洋 一 奥 島 博 之	〔退 任〕	取 締 役	
久 米 信 介	監 査 役	〔就 任〕	
川 嶋 一 弘	〔退 任〕	監 査 役	

2. 取締役早崎 博、石橋三洋は社外取締役であります。
3. 常勤監査役黒岩法夫、監査役久米信介、鈴木光春は社外監査役であります。
4. 常勤監査役鈴木豊明は、当社において経理部門の業務経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 常勤監査役黒岩法夫は、金融機関において財務部門の業務経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役久米信介は、平成21年4月1日付で、第一生命保険相互会社の代表取締役専務執行役員に就任いたしました。

2. 当期に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役	20名	400百万円
監 査 役	5名	79百万円
合 計	25名 (うち社外役員6名)	480百万円 (うち社外役員分58百万円)

- (注) 1. 上記には、平成20年6月27日開催の第87期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および監査役1名(社外監査役)を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、平成21年6月26日開催の第88期定時株主総会において支給議案を上程予定の取締役賞与総額95百万円が含まれております。
 3. 上記のほか、使用人兼務取締役(4名)に対する使用人分給与として53百万円を支払っております。
 4. 上記のほか、当社は、平成18年6月29日開催の第85期定時株主総会において承認可決された「役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給について」に基づき、平成20年6月27日開催の第87期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名に対し総額45百万円を、社外監査役1名に対して3百万円をそれぞれ支払っております。
 5. 平成21年3月31日現在における、平成18年6月29日開催の第85期定時株主総会において承認可決された「役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給について」に基づく今後の打切り支給の予定総額(上限)は、取締役12名に対して総額2億6,650万円(うち社外取締役2名に対して総額1,870万円)であります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 他の会社の業務執行者との兼職状況（平成21年3月31日現在）

氏名	地位	兼職先・兼職内容および兼職先と当社との関係
早崎博	取締役	—
石橋三洋	取締役	日本生命保険相互会社 代表取締役副会長 日本生命保険相互会社は、当社の株主で当社と資金借入等の取引関係がありますが、いずれも一般の取引条件と同様のものであります。
黒岩法夫	常勤監査役	—
久米信介	監査役	第一生命保険相互会社 取締役専務執行役員 第一生命保険相互会社は、当社の株主で当社と資金借入等の取引関係がありますが、いずれも一般の取引条件と同様のものであります。
鈴木光春	監査役	—

(2) 他の会社の社外役員との兼任状況（平成21年3月31日現在）

氏名	地位	兼任先および兼任内容
早崎博	取締役	住友化学株式会社 社外監査役
石橋三洋	取締役	住友電気工業株式会社 社外監査役 株式会社百十四銀行 社外監査役
黒岩法夫	常勤監査役	—
久米信介	監査役	横浜冷凍株式会社 社外監査役
鈴木光春	監査役	—

(3) 主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
早崎博	取締役	当期開催の取締役会11回すべてに出席し、主に経験豊富な経営者の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
石橋三洋	取締役	当期開催の取締役会11回のうち9回に出席し、主に経験豊富な経営者の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
黒岩法夫	常勤監査役	当期開催の取締役会11回すべてに出席し、また、監査役会12回すべてに出席し、金融機関における豊富な経験をふまえ、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

氏 名	地 位	主 な 活 動 状 況
久 米 信 介	監 査 役	就任後、当期開催の取締役会9回のうち8回に出席し、また、監査役会9回すべてに出席し、経営者としての豊富な経験をふまえ、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
鈴 木 光 春	監 査 役	当期開催の取締役会11回すべてに出席し、また、監査役会12回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

(注) 監査役久米信介は、平成20年6月27日開催の第87期定時株主総会において選任され、就任いたしました。

(4) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役早崎 博、石橋三洋、社外監査役久米信介、鈴木光春の各氏は、当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。

IV. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

あずさ監査法人

2. 当期に係る会計監査人の報酬等の額

区	分	金 額
(1)	当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	62百万円
(2)	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	93百万円

(注) (1)には、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の合計額を記載しております。なお、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を明確に区分しておらず、実質的にも区分できません。

3. 非監査業務の内容

当社は、あずさ監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である社債発行に係るコンフォートレター作成業務を委託しております。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当するなど、職務を適切に遂行することが困難と認められる場合において、当該会計監査人の解任または不再任が妥当と判断したときは、必要な対応を行います。

V. 会社の体制および方針

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

<当社取締役会における決議内容>

当社は会社法に基づき、「京王グループ内部統制システムに関する基本方針」を定めており、その内容は次のとおりであります。

「京王グループ内部統制システムに関する基本方針」

京王電鉄（以下「当社」という）および京王グループ各社は、すべてのステークホルダーからの信頼を得て企業価値向上を実現するために、「コンプライアンスの確保」「財務報告の信頼性の確保」「業務の有効性・効率性の確保」および「資産の保全」に努め、事業活動を行ううえで生じるリスクを把握し、適切に対応する体制（内部統制システム）を構築・整備し、運用する。本基本方針は、会社法第362条第5項に基づき、当社が内部統制システムの整備のために取り組む活動の基本方針を定めるものである。

(1) 京王グループ理念

京王グループでは、グループとしての存在意義を明文化した「京王グループ理念」を制定し、これをグループ内外に発信することで、グループ全体の価値観や方向性の共有化を図る。

<京王グループ理念>

私たち京王グループは、
つながりあうすべての人に誠実であり、環境にやさしく、
「信頼のトップブランド」になることを目指します。
そして、幸せな暮らしの実現に向かって
生活に溶け込むサービスの充実に日々チャレンジします。

(2) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① グループの役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ健全に行われるため、「京王グループ理念」に基づき「京王グループ行動規範」を定めるとともに、各取締役は当社で定めた「経営判断原則」に則り、適正な意思決定を行う。
- ② 取締役会決議により「グループ・コンプライアンス・プログラム」を策定し、グループ全体のコンプライアンス体制を構築する。外部専門家およびコンプライアンス委員長からなるコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス委員長は重要事項について定期的に取締役会へ報告を行う。
- ③ コンプライアンス上の問題について、公益通報者保護法に対応したグループ全体の相談専用窓口である「京王ヘルプライン」を設置する。

- ④ コンプライアンス研修等を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の啓発を行い、全社的なコンプライアンス体制の強化を図る。
- ⑤ 内部監査部門として、社長直轄組織である監査部を設置し、当社およびグループ各社に対する法令および社内規則等の諸基準への準拠性、管理の妥当性・有効性の検証を目的とした内部監査を実施する。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の法令等に基づき、内部統制を整備・運用する。
- ⑦ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、ステークホルダーの信頼に応えるよう、組織全体で断固とした姿勢で厳正に対応を行う。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録、回議書その他職務執行に関わる重要文書を、「文書取扱規則」および「文書整理規則」の定める方法により適切に整理、保存し管理する。
- ② 取締役および監査役は、これらの文書等を必要に応じて閲覧できる。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 公共性の高い鉄道事業を核に幅広い企業活動を行っているグループとして、「お客さまの安全」をリスク対策における最重要課題とする。
- ② 業務執行に係るリスクの把握と管理を目的として、取締役会決議により「リスク管理方針」を定める。リスク管理委員長、関係各部署の部長および外部専門家で構成するリスク管理委員会を組織する。
- ③ リスク管理委員会は、「リスク管理方針」に基づき、リスクの低減と防止のための活動および危機発生に備えた体制整備を行う。
- ④ 重大な危機が発生した場合には社長を本部長とする危機管理本部を速やかに組織し、危機への対応とその速やかな収拾に向けた活動を行う。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。経営上重要な事項については、事前に常勤取締役で構成する常務会で審議し、その審議を経て取締役会で決議を行う。また、取締役会において特別取締役を選定し迅速な意思決定を行う。
- ② 取締役会は全社的な目標を定め、業務執行取締役はその目標達成に向け、各部門毎の目標設定や予算管理、具体策等を立案・実行する。
- ③ 組織および職務分掌については、「職制規則」に定め、各職位の基本的な職能および相互関係を明らかにする。また、業務執行に関する各職位の責任、権限、決裁基準については、「職務権限規程」および「職位別決裁基準」を定める。

(6) 会社並びにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ全体としての内部統制システムの構築を図るため、「京王グループ内部統制システムに関する基本方針」および「京王グループ内部統制規範」を定め、京王グループに属するすべての会社は、これを取締役会において決議する。また、当社とグループ会社との間に「協議基準」を設け、権限を明確化する。

- ② 当社にグループ各社の内部統制の諸施策に関する担当部署を設け、当社とグループ各社間での協議、情報共有、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制の整備を推進する。
 - ③ 「グループ・コンプライアンス・プログラム」に基づき、グループ全体でコンプライアンス体制を構築する。また、当社およびグループ各社の全役員および使用人は、グループ全体の価値に重大な影響を与えるおそれのある事象を発見したときは、通常の報告経路に加え、当社のコンプライアンス委員長に報告し、対応につき協議する。
 - ④ グループのリスクについては、グループリスク管理委員会を中心とし、グループ全体でリスクの把握、管理に努める。グループ各社は、重大な危機が発生した場合には、直ちに当社のリスク管理委員長に報告し、当社は事案に応じた支援を行う。また、グループ各社は、各社ごとのリスク管理体制および危機管理体制を整備する。
 - ⑤ 当社の常勤取締役および主要なグループ会社の社長を構成員とするグループ経営協議会において、グループ全体の経営に関わる協議を行うほか、京王グループ社長会を定期的開催し、企業グループの経営方針および経営情報の共有化を図る。
 - ⑥ 当社常勤監査役とグループ各社の監査役は、グループ監査役会を定期的開催し、グループ全体の監査の充実・強化を図る。グループ会社の常勤の監査役は原則として内部監査部門である監査部に所属し、相互に連携し、グループ全体の業務の適正性確保に取り組む。
- (7) **監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
監査役室を設け、監査役の業務の補助を行う専属の使用人を配置する。監査役室には会社の業務についての監視・検証の補助を行う専門性を有する人材を配置する。
- (8) **前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**
監査役室は組織上、取締役から独立し、監査役室に配置されている使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分決定は、あらかじめ監査役会が委任した常勤監査役の同意を必要とする。
- (9) **取締役および使用人が監査役会に報告するための体制その他監査役会への報告に関する体制**
取締役は以下に定める事項を監査役会に報告する。
- ① 会社の意思決定に関する重要事項
 - ② 当社または京王グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ③ 内部監査の監査計画および監査結果
 - ④ 取締役・使用人の職務執行に関する不正行為または法令・定款に違反する重大な事項
 - ⑤ コンプライアンスおよびリスク管理に関する重要事項
 - ⑥ 上記の他、監査役の業務遂行上必要があると判断した事項
- なお、使用人は②、④に関する重大な事項を発見した場合は監査役に直接報告することができる。

(10) その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会に対して以下の事項を確保する。

- ① 各業務執行取締役および重要な使用人からの必要に応じた意見聴取
- ② 代表取締役、会計監査人との定期的な会合
- ③ 内部監査部門との連携
- ④ グループ会社の調査等の実施
- ⑤ アドバイザーとして独自に選定した弁護士・公認会計士等外部専門家の任用

(11) 内部統制委員会

上記(1)から(10)の体制を統括するため、内部統制委員会を設置する。内部統制委員会は、内部統制に関する組織および機能を有効に統括し、全社一体となり内部統制の整備を推進する。

.....

<上記基本方針に基づく当期における主な取り組み>

「取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」の整備として、財務報告に係る内部統制については、適用初年度をむかえ、社内横断的なプロジェクトチームにかえて、経営企画部内に専任の担当を新設するとともに、推進・評価指針および実施計画を策定し、それに基づく当社およびグループ会社の内部統制の推進および評価を行いました。また、反社会的勢力への対応については、対応方法の整備を行うとともに、当社各部およびグループ各社への周知に努めました。

「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」の整備として、当社において想定されるリスクの評価を行い、リスク管理委員会にてリスク対策重点項目を定めるとともに、大規模地震災害に関する事業継続計画の検討など必要な対策を推進することで、リスクの低減と防止に努めました。

「会社並びにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制」の整備については、情報セキュリティに関して遵守すべき水準を定めた情報セキュリティ基本方針を当社グループ全社で制定し、セキュリティ体制の整備を進めました。

2. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社グループが企業価値・株主の皆様の共同の利益を向上させていくためには、「輸送の安全性」「経営の安定性」「事業の継続性」を確保し、お客様、お取引先その他のステークホルダーからの信頼を得て、「信頼のトップブランド」を確立することが不可欠であります。また、当社グループにとっては、沿線を中心に関連性の高い事業を多角的に展開することで、沿線価値の向上、京王ブランドの確立に努めるとともに、地域社会の信頼を獲得しながら、各事業の有機的な結びつきにより総合力を発揮させる一体的な経営を行うことが極めて重要であります。これらが当社の株式の買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益は毀損されることとなります。したがって、当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保、向上していくことに理解あることが必要であると考えています。

当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものなど、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。また、株主の皆様が、当社の企業価値を構成する要素を十分に把握し、中長期的な観点も考慮に入れたうえで、当該買付が当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に及ぼす影響を短期間で適切に判断することは、必ずしも容易ではないものと思われまます。

こうした事情に鑑み、当社は、当社株式に対する買付が行われた際に、買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うことなどを可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要であると考えます。

(2) 具体的な取り組み

① 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社グループでは、「京王グループ理念」を具現化するための「京王グループ経営ビジョン」に基づき、当社グループの競争力の強化に取り組むとともに、財務健全性の向上に努め、また法令・

倫理を遵守し、地域社会貢献活動を行うなど、企業価値・株主の皆様の共同の利益・沿線価値の向上に努めております。今後も「京王グループ理念」の具現化、「信頼のトップブランド」の確立を目指して、当社グループが長年培ってきた有形・無形の経営資源を維持・活用しながら、以下の施策への取り組みをより一層充実させてまいります。

第一に、社会に不可欠なインフラを提供する公益交通事業者として安全確保を最重要課題とし、中長期的な視点で社会的責任を果たしてまいります。

第二に、当社沿線が将来にわたって活力を維持できるよう、沿線価値の一層の向上や地域活性化に多角的に取り組んでまいります。

第三に、食品スーパーや駅リテール事業などの生活関連事業および宿泊特化型ホテル事業などの強化・拡大を通じ、グループ事業競争力を向上させてまいります。

第四に、以上の施策の実現に向け、「輸送の安全性」「経営の安定性」「事業の継続性」を実現する実際の担い手である当社グループの従業員を中長期的な視点で育成してまいります。

第五に、内部統制体制の整備などコーポレート・ガバナンスの一層の充実をはかるほか、グループ全体で環境保全に取り組み、企業としての社会的責任を果たしてまいります。

② 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成19年6月28日開催の第86期定時株主総会において、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させていくことを目的として、株主総会の決議により当社株式の大量取得行為に関する対応策の基本方針（以下「買収防衛策基本方針」といいます）を決定することができることを内容とする定款変更議案および変更された定款に基づき買収防衛策基本方針の内容を決定するための議案が承認可決されたことを受け、同日開催の取締役会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます）の導入を決議しております。

本プランは、当社株式に対する買付が行われた際、買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とするものであります。また、上記(1)に記載した基本方針の内容に反し、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を毀損する買付等を阻止し、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

本プランは、(i)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付等、または(ii)当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け（当社取締役会が別途認めたものを除き、以下「買付等」と総称します）を対象とします。

当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等に係る買付者等には、買付内容等の検討に必要な情報および本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、経営陣から独立した者（現時点においては社外有識者1名、社外取締役1名および社外監査役2名）から構成される企業価値評価独立委員会（以下「独立委員会」といいます）は、買付者等から提出された情報や当社取締役会が必要に応じて提出する意見や根拠資料、当該買付等に対する代替案について、評価・検討するものとします。独立委員会は、必要に応じて、外部専門家等の助言を独自に得たうえ、買付内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との交渉、株主の皆様に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、または当該買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等であるなど、本プランに定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、企業価値評価独立委員会規程に従い、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。この新株予約権は、1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が新株予約権無償割当ての決議において定める金額を払い込むことにより、原則として当社株式1株を取得することができるのですが、買付者等による権利行使が認められないという行使条件が付されています。また、当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、当社がかかる条項に基づく取得をする場合、新株予約権1個と引換えに、原則として1株が交付されます。当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施または不実施等の決議をするものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合には速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

本プランの有効期間は、平成19年6月28日開催の定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなります。ただし、当該有効期間の満

了前であっても、(i)当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または(ii)当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

本プラン導入後であっても、新株予約権無償割当てが実施されていない場合、株主の皆様には直接的な影響が生じることはありません。他方、新株予約権無償割当てが実施された場合、株主の皆様が新株予約権行使の手続きを行わないとその保有する株式の価値が希釈化される場合があります(ただし、当社が当社株式を対象として新株予約権の取得を行った場合、買付者等以外の株主の皆様は、その保有する株式全体の価値の希釈化は生じません)。

なお、買収防衛策基本方針および本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ホームページ (http://www.keio.co.jp/news/backnumber/news_release2007/nr070525v01.pdf) および (http://www.keio.co.jp/news/backnumber/news_release2007/nr070628v01.pdf) をそれぞれご覧下さい。

③ 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

上記(2)①に記載した様々な施策は、「京王グループ理念」を具現化し、企業価値・株主の皆様の共同の利益・沿線価値の向上に資する具体的方策として策定されたものであり、上記(1)に記載した基本方針の内容に沿うものです。

また、本プランは、上記(2)②記載のとおり、企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、上記(1)に記載した基本方針の内容に沿うものです。特に、本プランは、株主意思を重視するものであること、その内容として合理的な客観的発動要件が設定されていること、独立性の高い社外取締役、社外監査役および社外の有識者によって構成される独立委員会を設置し、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていること、本プランは当社の株主総会または取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連 結 貸 借 対 照 表

科 目	第88期 平成21年 3月31日現在	第87期 (ご参考) 平成20年 3月31日現在	科 目	第88期 平成21年 3月31日現在	第87期 (ご参考) 平成20年 3月31日現在
	金 額	金 額		金 額	金 額
(資産の部)	百万円	百万円	(負債の部)	百万円	百万円
流動資産	110,681	118,358	流動負債	167,850	179,443
現金及び預金	47,806	49,199	支払手形及び買掛金	20,287	20,517
受取手形及び売掛金	30,927	31,990	短期借入金	51,965	52,097
短期貸付金	3,349	9,385	1年以内償還社債		10,000
有価証券		15	未払法人税等	3,246	11,110
たな卸資産		20,885	前受金	28,621	21,818
商品及び製品	16,808		繰延税金負債	72	
仕掛品	2,974		賞与引当金	2,352	2,423
原材料及び貯蔵品	1,095		役員賞与引当金	95	95
繰延税金資産	4,268	3,752	その他の引当金	1,453	1,515
その他	3,604	3,311	その他	59,754	59,866
貸倒引当金	△ 155	△ 181	固定負債	285,368	236,532
固定資産	581,410	541,803	社債	107,092	76,512
有形固定資産	518,695	464,024	長期借入金	123,491	104,027
建物及び構築物	243,038	236,901	長期未払金		1,647
機械装置及び運搬具	43,856	38,187	繰延税金負債		384
土地	149,992	133,369	退職給付引当金	24,814	24,843
建設仮勘定	70,154	44,623	その他	29,970	29,116
その他	11,653	10,943	負債合計	453,218	415,976
無形固定資産	5,486	5,457	(純資産の部)		
投資その他の資産	57,227	72,320	株主資本	234,582	226,482
投資有価証券	31,726	53,771	資本金	59,023	59,023
長期貸付金		568	資本剰余金	42,010	42,025
繰延税金資産	14,960	7,972	利益剰余金	152,572	140,812
その他	10,991	10,335	自己株式	△ 19,024	△ 15,380
貸倒引当金	△ 451	△ 326	評価・換算差額等	4,290	17,703
			その他有価証券評価差額金	4,290	17,703
資産合計	692,091	660,161	純資産合計	238,873	244,185
			負債純資産合計	692,091	660,161

連 結 損 益 計 算 書

科 目	第88期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)	第87期 (ご参考) (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)
	金 額	金 額
	百万円	百万円
営業収益	420,150	429,190
営業費用	386,569	387,248
運輸業等営業費及び売上原価	338,688	339,426
販売費及び一般管理費	47,880	47,822
営業利益	33,581	41,941
営業外収益	2,557	2,464
受取利息	137	212
受取配当金	878	916
持分法による投資利益	121	95
雑収入	1,419	1,240
営業外費用	5,878	5,533
支払利息	5,116	4,896
雑支出	761	636
経常利益	30,260	38,872
特別利益	1,347	4,943
工事負担金等受入額	880	1,208
固定資産売却益	225	453
特定都市鉄道整備準備金取崩額		2,346
投資有価証券売却益		371
年金資産返還時数理差異償却額		367
その他	241	196
特別損失	4,353	12,576
固定資産除却損	1,172	1,245
固定資産圧縮損	920	1,629
退店補償金	782	3,113
減損損失	656	4,226
固定資産売却損	65	58
投資有価証券評価損		1,068
商品券等回収損失引当金繰入額		355
その他	756	880
税金等調整前当期純利益	27,254	31,239
法人税、住民税及び事業税	10,431	16,814
法人税等調整額	1,376	△ 3,704
当期純利益	15,446	18,129

連結株主資本等変動計算書

第88期
(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

	株 主 資 本					評価・換算差額等	純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
前 期 末 残 高	百万円 59,023	百万円 42,025	百万円 140,812	百万円 △ 15,380	百万円 226,482	百万円 17,703	百万円 244,185
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当			△ 3,686		△ 3,686		△ 3,686
当 期 純 利 益			15,446		15,446		15,446
自 己 株 式 の 取 得				△ 3,819	△ 3,819		△ 3,819
自 己 株 式 の 処 分		△ 15		175	159		159
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						△ 13,412	△ 13,412
当 期 変 動 額 合 計	—	△ 15	11,760	△ 3,644	8,099	△ 13,412	△ 5,312
当 期 末 残 高	59,023	42,010	152,572	△ 19,024	234,582	4,290	238,873

第87期（ご参考）
(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

	株 主 資 本					評価・換算差額等	純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
前 期 末 残 高	百万円 59,023	百万円 42,022	百万円 126,389	百万円 △ 15,310	百万円 212,125	百万円 34,504	百万円 246,629
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当			△ 3,705		△ 3,705		△ 3,705
当 期 純 利 益			18,129		18,129		18,129
自 己 株 式 の 取 得				△ 91	△ 91		△ 91
自 己 株 式 の 処 分		3		22	25		25
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						△ 16,801	△ 16,801
当 期 変 動 額 合 計	—	3	14,423	△ 69	14,357	△ 16,801	△ 2,443
当 期 末 残 高	59,023	42,025	140,812	△ 15,380	226,482	17,703	244,185

連 結 注 記 表

[連結計算書類作成のための基本となる重要な事項]

1. 連結の範囲に関する事項

子会社42社のうち36社を連結の範囲に含めております。

連結子会社名は、「I. 企業集団の現況に関する事項 7. 主要な事業内容」に記載しております。

また、主要な非連結子会社は、(株)エリート、(株)京王商事であります。

非連結子会社6社の合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしておらず、今後もこの状況が続くものと考えられるため、連結の範囲から除外しました。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用している会社は非連結子会社6社で、(株)エリート、(株)京王商事、(株)京王友の会、(株)王コステューム、(株)新東京エリート、御岳登山鉄道(株)であります。

関連会社9社（関東バス(株)、高尾登山電鉄(株)等）のうち、現在実質的な事業を行っていない会社1社を除く8社の合計の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、それぞれ重要な影響を及ぼしておらず、持分法を適用しておりません。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日はすべて3月31日であり、連結決算日と同一であります。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有 価 証 券

その他有価証券 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。)

時価のないもの 主として移動平均法による原価法

② た な 卸 資 産

商品及び製品 商 品 主として売価還元法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

販売土地及び建物 個別法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(会計方針の変更)

「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を当連結会計年度より適用し、評価基準については、一部の商品において原価法から原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）に変更しております。この変更による損益に与える影響額は軽微であります。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～60年

機械装置及び運搬具 3～20年

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

（追加情報）

当連結会計年度より、法人税法改正に伴い、機械装置の耐用年数を変更しております。この変更による損益に与える影響額は軽微であります。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として3年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

（会計方針の変更）

「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 平成19年3月30日改正）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号 平成19年3月30日改正）を当連結会計年度より適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更しております。

なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。この変更による損益に与える影響額は軽微であります。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員に支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として14年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として5年）を償却期間として、当社は定率法、その他の連結子会社は定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 工事負担金等の会計処理

鉄道事業において、地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受け入れております。

これらの工事負担金等については、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得価額から直接減額しております。

なお、連結損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得価額から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準

主にリース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(7) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

6. 表示方法の変更

前連結会計年度まで「たな卸資産」として掲記されたものは、当連結会計年度より「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」に区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれる「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」は、それぞれ17,439百万円、2,448百万円、997百万円であります。

[連結貸借対照表に関する注記]

1. 担保に供している資産及び担保付債務

(1) 財 団

担保に供している資産

有形固定資産	214,837百万円
無形固定資産	1,244百万円
計	216,082百万円

上記資産を担保としている負債は次のとおりであります。

長期借入金	89,257百万円
短期借入金	6,929百万円
その他	1,245百万円
計	97,432百万円

(2) その他

担保に供している資産

有形固定資産	6,329百万円
その他	183百万円
計	6,512百万円

上記資産を担保としている負債は次のとおりであります。

長期借入金	3,082百万円
短期借入金	491百万円
計	3,574百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 493,095百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

3. 固定資産の取得価額から直接減額した工事負担金等累計額 57,868百万円

4. 保証債務等

(1) 下記の債務保証を行っております。(金融機関等からの借入金に対する債務保証であります。)

社員住宅融資	1,265百万円
その他	10百万円
計	1,275百万円

(2) 社債の債務履行引受契約(デット・アサンプション)に係る偶発債務は次のとおりであります。

第18回無担保社債	20,000百万円
-----------	-----------

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式(株)	642,754,152	—	—	642,754,152

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式(株)	25,203,160	6,598,286	289,855	31,511,591

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

会社法第156条第1項による取得	6,000,000株
単元未満株式の買取りによる増加	598,286株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増請求による減少	289,855株
------------------	----------

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,852	3.00	平成20年3月31日	平成20年6月30日
平成20年10月29日 取締役会	普通株式	1,833	3.00	平成20年9月30日	平成20年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,833	3.00	平成21年3月31日	平成21年6月29日

[1株当たり情報に関する注記]

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 390円80銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 25円24銭 |

[その他の注記]

記載金額は百万円単位とし、単位未満の端数を切捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

科 目	第88期		第87期 (ご参考)		科 目	第88期		第87期 (ご参考)		
	平成21年		平成20年			平成21年		平成20年		
	3月31日現在		3月31日現在			3月31日現在		3月31日現在		
	金 額	金 額	金 額	金 額		金 額	金 額	金 額	金 額	
(資 産 の 部)	百万円		百万円		(負 債 の 部)	百万円		百万円		
流 動 資 産	57,677	59,865	流 動 負 債	172,432	170,888	短 期 借 入 金	107,872	98,295	1年以内償還社債	10,000
現金及び預金	36,276	38,870	未払金	26,536	23,541	未払費用	1,386	1,369	未払法人税等	7,704
未収運賃	5,076	4,938	預り連絡運賃	3,277	3,688	預り金	5,107	4,643	前受運賃	3,316
未収金	4,828	4,928	前受金	20,630	14,903	前受収益	712	649	賞与引当金	251
未収消費税等	579	280	役員賞与引当金	95	95	その他の流動負債	2,444	2,539	固 定 負 債	260,007
販売土地及び建物	6,479	7,380	社債	107,092	76,512	長期借入金	122,512	102,868	繰延税金負債	360
貯蔵品	471	441	繰延税金負債	9,780	10,034	退職給付引当金	20,622	21,981	その他の固定負債	432,440
前払費用	335	267	その他の固定負債	432,440	382,646	負債合計	167,115	163,318	(純 資 産 の 部)	
繰延税金資産	1,642	818	株 主 資 本	59,023	59,023	資 本 本 剰 余 金	42,007	42,023	資 本 準 備 金	32,019
その他の流動資産	1,991	1,942	資 本 剰 余 金	32,019	32,019	その他資本剰余金	9,988	10,004	利 益 剰 余 金	85,107
貸倒引当金	△ 5	△ 2	利益剰余金	7,876	7,876	利益準備金	77,231	69,774	利益準備金	7,876
固 定 資 産	546,022	503,404	その他利益剰余金	58	58	固定資産圧縮積立金	50,500	45,500	固定資産圧縮積立金	50,500
鉄道事業固定資産	245,263	225,893	別途積立金	26,672	24,274	繰越利益剰余金	△ 19,024	△ 15,380	繰越利益剰余金	26,672
付帯事業固定資産	168,084	155,673	自己株式	4,143	17,304	評価・換算差額等	4,143	17,304	その他の投資等	2,522
各事業関連固定資産	3,662	3,632	その他有価証券評価差額金	4,143	17,304	純 資 産 合 計	171,258	180,623	貸倒引当金	△ 209
建設仮勘定	70,014	44,455	純 資 産 合 計	171,258	180,623	負債純資産合計	603,699	563,269	貸倒引当金	△ 159
投資その他の資産	58,997	73,749							資 産 合 計	603,699
関係会社株式	20,176	20,176								563,269
投資有価証券	28,673	50,266								
長期貸付金	24	22								
長期前払費用	186	233								
前払年金費用	1,040	513								
繰延税金資産	6,581	6,581								
その他の投資等	2,522	2,697								
貸倒引当金	△ 209	△ 159								
資 産 合 計	603,699	563,269								

損 益 計 算 書

科 目	第88期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)	第87期 (ご参考) (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)
	金 額	金 額
	百万円	百万円
鉄 道 事 業		
営 業 収 益	83,574	83,797
営 業 費	72,278	66,933
営 業 利 益	11,296	16,864
付 帯 事 業		
営 業 収 益	36,367	35,665
営 業 費	22,715	22,057
営 業 利 益	13,652	13,608
全 事 業 営 業 利 益	24,948	30,472
全 営 業 外 収 益	1,583	1,556
受 取 利 息 及 び 配 当 金 入 金	958	1,065
雑 収	625	490
営 業 外 費 用	5,851	5,778
支 払 利 息 出 金	5,603	5,322
雑 支 出	247	456
経 常 利 益	20,680	26,250
特 別 利 益	976	3,943
工 事 負 担 金 等 受 入 額	693	908
固 定 資 産 売 却 益	174	317
還 付 固 定 資 産 税 等	104	
特 定 都 市 鉄 道 整 備 準 備 金 取 崩 額		2,346
年 金 資 産 返 還 時 数 理 差 異 償 却 額		367
そ の 他	3	4
特 別 損 失	2,789	10,162
固 定 資 産 除 却 損	1,182	771
固 定 資 産 圧 縮 損	733	1,220
退 店 補 償 金	687	3,170
固 定 資 産 売 却 損	36	18
減 損 損 失	32	3,980
投 資 有 価 証 券 評 価 損 失		1,000
そ の 他	116	
税 引 前 当 期 純 利 益	18,867	20,031
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	6,460	11,970
法 人 税 等 調 整 額	1,265	△ 3,470
当 期 純 利 益	11,142	11,531

株主資本等変動計算書

第88期
(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金合計
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
前 期 末 残 高	百万円 59,023	百万円 32,019	百万円 10,004	百万円 42,023	百万円 7,876	百万円 —	百万円 45,500	百万円 24,274	百万円 77,651
当 期 変 動 額									
剰余金の配当								△ 3,686	△ 3,686
固定資産圧縮積立金の積立						58		△ 58	—
別途積立金の積立							5,000	△ 5,000	—
当 期 純 利 益								11,142	11,142
自己株式の取得									
自己株式の処分			△ 15	△ 15					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△ 15	△ 15	—	58	5,000	2,397	7,456
当 期 末 残 高	59,023	32,019	9,988	42,007	7,876	58	50,500	26,672	85,107

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
前 期 末 残 高	百万円 △ 15,380	百万円 163,318	百万円 17,304	百万円 180,623
当 期 変 動 額				
剰余金の配当		△ 3,686		△ 3,686
固定資産圧縮積立金の積立		—		—
別途積立金の積立		—		—
当 期 純 利 益		11,142		11,142
自己株式の取得	△ 3,819	△ 3,819		△ 3,819
自己株式の処分	175	159		159
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△ 13,161	△ 13,161
当 期 変 動 額 合 計	△ 3,644	3,796	△ 13,161	△ 9,364
当 期 末 残 高	△ 19,024	167,115	4,143	171,258

株主資本等変動計算書

第87期（ご参考）
（平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで）

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
		別途積立金	繰越利益剰余金					
前 期 末 残 高	百万円 59,023	百万円 32,019	百万円 10,000	百万円 42,020	百万円 7,876	百万円 36,500	百万円 25,448	百万円 69,825
当 期 変 動 額								
剰余金の配当							△ 3,705	△ 3,705
別途積立金の積立						9,000	△ 9,000	—
当期純利益							11,531	11,531
自己株式の取得								
自己株式の処分			3	3				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	3	3	—	9,000	△ 1,174	7,825
当 期 末 残 高	59,023	32,019	10,004	42,023	7,876	45,500	24,274	77,651

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
前 期 末 残 高	百万円 △ 15,310	百万円 155,558	百万円 33,581	百万円 189,140
当 期 変 動 額				
剰余金の配当		△ 3,705		△ 3,705
別途積立金の積立		—		—
当期純利益		11,531		11,531
自己株式の取得	△ 91	△ 91		△ 91
自己株式の処分	22	25		25
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△ 16,277	△ 16,277
当期変動額合計	△ 69	7,760	△ 16,277	△ 8,516
当 期 末 残 高	△ 15,380	163,318	17,304	180,623

個 別 注 記 表

〔重要な会計方針〕

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
 - その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
 - 時価のないもの 移動平均法による原価法
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - 販売土地及び建物 個別法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
 - 貯 蔵 品 移動平均法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(会計方針の変更)

「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)を当期より適用しております。この変更による損益に与える影響額はありません。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法(構築物のうち、鉄道事業固定資産の線路設備及び電路設備における取替資産については取替法を採用しております。)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
構築物	5～60年
車両	10～20年

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用しております。

(追加情報)

当期より、法人税法改正に伴い、機械装置の耐用年数を変更しております。この変更による損益に与える影響額は軽微であります。

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）に基づく定額法を採用しております。

(会計方針の変更)

「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 平成19年3月30日改正）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号 平成19年3月30日改正）を当期より適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更しております。

なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。この変更による損益に与える影響額はありません。

4. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理しております。

6. 工事負担金等の会計処理

鉄道事業において、地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受け入れております。これらの工事負担金等については、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得価額から直接減額しております。

なお、損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得価額から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

7. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産及び担保付債務

(1) 財 団

鉄道事業固定資産（鉄道財団）	216,082百万円
上記資産を担保としている負債は次のとおりであります。	
長期借入金	89,257百万円
短期借入金	6,929百万円
その他の固定負債	1,245百万円
計	97,432百万円

(2) その他

付帯事業固定資産	6,329百万円
上記資産を担保としている負債は次のとおりであります。	
長期借入金	3,082百万円
短期借入金	491百万円
計	3,574百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 434,578百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

3. 事業用固定資産

有形固定資産	413,954百万円
土 地	136,516百万円
建 物	150,275百万円
構 築 物	81,886百万円
車 両	28,616百万円
そ の 他	16,658百万円
無形固定資産	3,056百万円

4. 固定資産の取得価額から直接減額した工事負担金等累計額 55,650百万円

5. 保証債務等

(1) 当社は下記の債務保証を行っております。

被 保 証 者	金額（百万円）	被 保 証 債 務 の 内 容
社 員 住 宅 融 資	1,265	金融機関からの借入金
京王ユース・プラザ株式会社	1,159	金融機関からの借入金
京 王 観 光 株 式 会 社	239	J R 乗 車 券 類 の 委 託 販 売 に 対 す る 保 証
計	2,664	

(2) 社債の債務履行引受契約（デット・アサンプション）に係る偶発債務は次のとおりであります。

第18回無担保社債	20,000百万円
-----------	-----------

6. 関係会社に対する金銭債権			
短期債権	3,319百万円	長期債権	320百万円
7. 関係会社に対する金銭債務			
短期債務	64,798百万円	長期債務	4,589百万円

[損益計算書に関する注記]

1. 営業収益	119,942百万円
2. 営業費	94,993百万円
運送営業費及び売上原価	53,232百万円
販売費及び一般管理費	8,323百万円
諸税	7,106百万円
減価償却費	26,330百万円
3. 関係会社との取引高	
営業収益	23,996百万円
営業費	18,279百万円
営業取引以外の取引高	20,626百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

自己株式の種類及び株式数

	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式(株)	25,203,160	6,598,286	289,855	31,511,591

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

会社法第156条第1項による取得	6,000,000株
単元未満株式の買取りによる増加	598,286株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増請求による減少	289,855株
------------------	----------

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は次のとおりであります。

繰延税金資産

減 損 損 失	4,073百万円
退職給付引当金	3,502百万円
固定資産等償却超過額	2,012百万円
退 店 補 償 金	1,366百万円
そ の 他	284百万円

繰延税金資産合計 11,239百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△ 2,842百万円
そ の 他	△ 173百万円

繰延税金負債合計 △ 3,015百万円

繰延税金資産（負債）の純額 8,223百万円

(注) 繰延税金資産の算定にあたり、評価性引当額446百万円を繰延税金資産から控除しております。

[リースにより使用する固定資産に関する注記]

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記
(借主側)

- (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
鉄道事業固定資産	400	152	248
付帯事業固定資産	72	60	11
各事業関連固定資産	18	16	1
合 計	491	229	261

なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

- (2) 未経過リース料期末残高相当額

1 年 内	97百万円
1 年 超	164百万円
計	261百万円

なお、未経過リース料期末残高相当額は、有形固定資産の期末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

- (3) 支払リース料、減価償却費相当額

支払リース料（減価償却費相当額） 102百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はないので、項目等の記載は省略しております。

2. オペレーティング・リース取引に係る注記

(借主側)

未経過リース料

1 年 内	605百万円
1 年 超	9,438百万円
計	10,043百万円

(貸主側)

未経過リース料

1 年 内	3,900百万円
1 年 超	32,481百万円
計	36,381百万円

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はないので、項目等の記載は省略しております。

[関連当事者との取引に関する注記]

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属 性	名 称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取 引 の 内 容	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
子 会 社	株式会社京王 アカウントینگ	(所有) 直接100%	資金の調達 役員の兼任	資金の借入 (純額) 支 払 利 息	9,683 301	短 期 借 入 金	36,917

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

支払利息については、一般的な取引条件と同様に市場金利を勘案して決定しております。

[1株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額	280円18銭
2. 1株当たり当期純利益	18円21銭

[その他の注記]

記載金額は百万円単位とし、単位未満の端数を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年5月12日

京王電鉄株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	柿 沼 幸 二	Ⓜ
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	佐 々 誠 一	Ⓜ
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	湯 口 豊	Ⓜ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、京王電鉄株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、京王電鉄株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年5月12日

京王電鉄株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	柿 沼 幸 二	ⓐ
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	佐 々 誠 一	ⓑ
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	湯 口 豊	ⓒ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、京王電鉄株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第88期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及び監査人（会社法上の会計監査人）から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制についても、本監査報告書の作成時点において、指摘すべき事項は認められません。

- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月18日

京王電鉄株式会社 監査役会

常勤監査役	鈴木豊明	Ⓣ
常勤監査役(社外監査役)	黒岩法夫	Ⓣ
監査役(社外監査役)	久米信介	Ⓣ
監査役(社外監査役)	鈴木光春	Ⓣ

以上

株 主 総 会 参 考 書 類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当および処分について

当社は、安定した配当を継続していくとともに、将来の事業展開と経営環境の変化に備えた経営基盤の強化に必要な内部留保を充実させながら、業績等も勘案し、利益還元をはかってまいりたいと存じます。これらを踏まえ、当期末の剰余金の配当および処分について、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産の種類および割当てに関する事項ならびにその総額

当社普通株式 1 株につき金 3 円 総額1,833,727,683円

なお、中間配当金 3 円を含めた年間配当金は 1 株につき 6 円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成21年 6 月29日

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 6,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

別 途 積 立 金 6,000,000,000円

第2号議案 取締役賞与の支給について

当期末時の取締役18名のうち社外取締役 2 名を除く16名に対し、当期の業績等を勘案し、取締役賞与として総額9,500万円を支給することといたしたいと存じます。

第3号議案 定款の一部変更について

定款の一部を後記「現行定款・変更案対照表」記載の変更案のとおり改めるものであります。

変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日に施行されたことにともない、以下の変更を行うものであります。

1. 決済合理化法附則第6条第1項により、現行定款第6条（株券の発行）を廃止する定款の変更の決議をしたものとみなされておりますので、同条項を削除するとともに、株券の発行を前提としている条項を削除・変更するものであります。

また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

2. 決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和59年法律第30号）が廃止されたことから、実質株主および実質株主名簿に関する規定を変更するものであります。
3. 上記変更にともない、条数の繰り上げを行うものであります。

現行定款・変更案対照表

（下線 は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式	第2章 株 式
<u>（株券の発行）</u>	
<u>第6条 本社は、株式にかかわる株券を発行する。</u>	〔削 除〕
（自己の株式の取得）	（自己の株式の取得）
第 <u>7</u> 条	第 <u>6</u> 条 （現行どおり）
（単元株式数及び単元未満株券の不発行）	（単元株式数）
第8条 本社の単元株式数は1,000株とする。	第 <u>7</u> 条 （現行どおり）
<u>2. 本社は、単元未満株式にかかわる株券を発行しない。ただし、取締役会が定める株式取扱規則に別段の定めがある場合についてはこの限りでない。</u>	〔削 除〕

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主の権利行使の方法)</p> <p>第9条 株主(実質株主を含む。以下同じ)は、法令に基づき、取締役に対して、株主総会の招集の請求、一定の事項を株主総会の目的とするものの請求、又は、株主総会の目的である事項につき当該株主が提出しようとする議案の要領を株主に通知することの請求その他株主の権利を行使する場合は、本会社が認める場合を除き、書面によらなければならない。</p> <p>2. 本会社が前項の請求に基づき、議案提案の理由及び役員等の選任議案における候補者に関する事項を株主総会参考書類に記載する場合、その字数が400字を超えるときには、概要を記載することとする。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第11条 本会社の単元未満株主(実質株主を含む。以下同じ)は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すべき旨を請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 本会社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 本会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第13条 本会社の株券の種類、株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会が定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株主の権利行使の方法)</p> <p>第8条 株主は、法令に基づき、取締役に対して、株主総会の招集の請求、一定の事項を株主総会の目的とするものの請求、又は、株主総会の目的である事項につき当該株主が提出しようとする議案の要領を株主に通知することの請求その他株主の権利を行使する場合は、本会社が認める場合を除き、書面によらなければならない。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 本会社の単元未満株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すべき旨を請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 本会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 本会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会が定める株式取扱規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招 集) 第14条 └ (議事録) 第22条</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第23条 └ (相談役及び顧問) 第30条</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会 (監査役) 第31条 └ (常勤の監査役) 第38条</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人 (会計監査人) 第39条 └ (会計監査人の任期) 第41条</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算 (事業年度) 第42条 └ (除斥期間) 第44条</p> <p style="text-align: center;">〔新 設〕</p> <p style="text-align: center;">〔新 設〕</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招 集) 第13条 └ (議事録) 第21条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第22条 └ (相談役及び顧問) 第29条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会 (監査役) 第30条 └ (常勤の監査役) 第37条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人 (会計監査人) 第38条 └ (会計監査人の任期) 第40条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算 (事業年度) 第41条 └ (除斥期間) 第43条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条 <u>本会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取扱わない。</u></p> <p>第 2 条 <u>前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削除するものとする。</u></p>

第4号議案 取締役18名選任について

本総会終結の時をもって、取締役全員は任期が満了いたしますので、取締役18名の選任をお願いするものであります。候補者は次のとおりであります。

取 締 役 候 補 者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当ならびに他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
1	加藤 豊 (昭和14年7月18日生)	昭和37年4月 当社入社 平成元年6月 当社取締役 平成5年6月 当社常務取締役 平成10年6月 ㈱京王プラザホテル代表取締役社長 平成14年6月 当社代表取締役副社長 平成15年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	134,000株
2	下村 良太 (昭和19年8月7日生)	昭和42年4月 当社入社 平成11年6月 当社取締役 平成14年6月 京王観光㈱代表取締役社長 平成16年6月 当社常務取締役 平成19年6月 当社代表取締役専務(社務総括、総務部・法務部・広報部・人事部分担、コンプライアンス担当) 現在に至る	63,000株
3	松木 謙吉 (昭和22年3月7日生)	昭和44年4月 当社入社 平成13年6月 当社取締役 平成16年6月 当社常務取締役(鉄道事業部門分担、鉄道事業本部長) 平成18年6月 当社常務取締役(鉄道事業本部長) 平成20年6月 当社常務取締役(鉄道事業本部長、鉄道事業本部 工務部長) 現在に至る	29,000株
4	田中 茂生 (昭和23年12月6日生)	昭和47年4月 当社入社 平成14年6月 当社取締役 平成17年6月 京王電鉄バス㈱代表取締役社長 平成19年6月 当社常務取締役(開発事業部門分担) 現在に至る	44,000株
5	永田 正 (昭和27年1月23日生)	昭和49年4月 当社入社 平成16年6月 当社取締役 平成19年6月 当社常務取締役(総合企画本部長、財務・情報開示担当) 現在に至る	30,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当ならびに他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
6	宮地徳文 (昭和24年10月16日生)	昭和49年4月 当社入社 平成13年6月 京王運輸(株)常務取締役 平成17年6月 当社取締役人事部長 平成18年6月 当社取締役鉄道事業本部 計画管理部長 現在に至る	34,000株
7	狩野俊昭 (昭和26年10月24日生)	昭和50年4月 当社入社 平成13年6月 (株)京王ストア取締役 平成15年6月 京王食品(株)代表取締役社長 平成19年6月 当社取締役開発推進部長 平成20年6月 当社取締役開発企画部長 現在に至る	21,157株
8	川杉範秋 (昭和27年9月8日生)	昭和51年4月 当社入社 平成15年6月 当社鉄道営業部長 平成19年6月 当社取締役人事部長 現在に至る	17,000株
9	早崎博 (昭和6年3月14日生)	平成元年6月 住友信託銀行(株)代表取締役社長 平成5年6月 住友信託銀行(株)代表取締役会長 平成10年3月 住友信託銀行(株)相談役 平成10年6月 当社取締役 現在に至る 平成11年6月 住友信託銀行(株)特別顧問 現在に至る	3,000株
10	石橋三洋 (昭和17年8月16日生)	平成13年3月 日本生命保険(株)代表取締役副社長 平成15年6月 当社取締役 現在に至る 平成17年4月 日本生命保険(株)代表取締役副会長 現在に至る 他の法人等の代表状況 日本生命保険(株)代表取締役副会長	6,000株
11	島倉秀市 (昭和22年8月7日生)	昭和45年4月 当社入社 平成13年6月 当社取締役 現在に至る 平成17年6月 当社常務取締役 平成19年6月 京王電鉄バス(株)代表取締役社長 現在に至る 他の法人等の代表状況 京王電鉄バス(株)代表取締役社長	40,307株

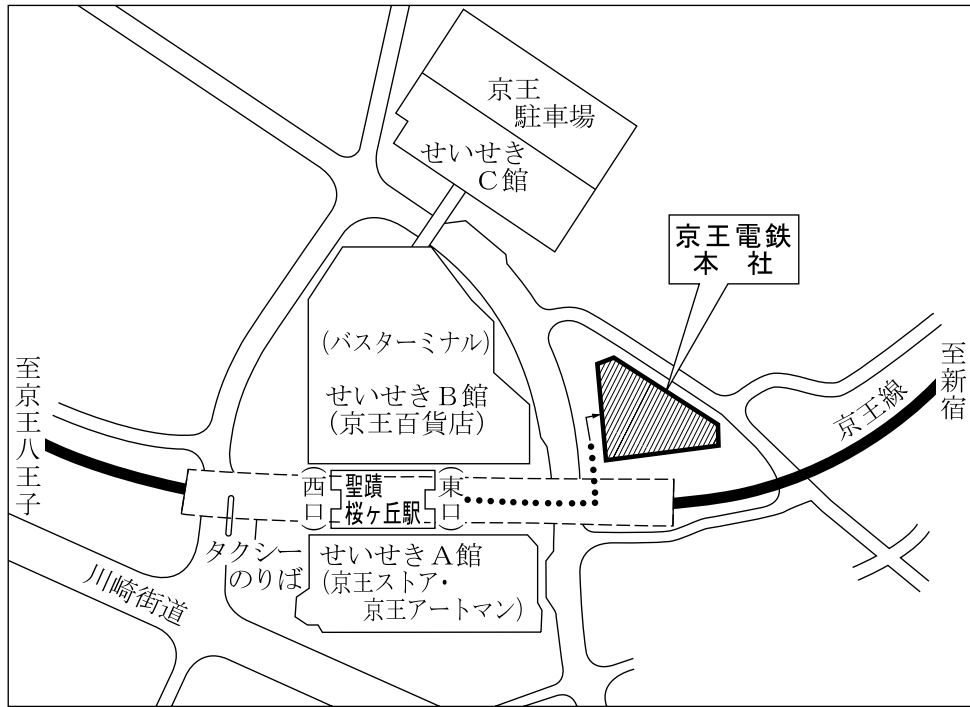
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当ならびに他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
12	内藤 雅浩 (昭和22年12月1日生)	昭和41年3月 当社入社 平成16年6月 ㈱京王ストア代表取締役社長 現在に至る 平成16年6月 当社取締役 現在に至る 他の法人等の代表状況 ㈱京王ストア代表取締役社長	18,000株
13	林 静男 (昭和24年6月18日生)	昭和49年4月 当社入社 平成17年6月 当社取締役 現在に至る 平成20年6月 ㈱京王百貨店代表取締役副社長 現在に至る 他の法人等の代表状況 ㈱京王百貨店代表取締役副社長	28,000株
14	五味 保雄 (昭和26年6月30日生)	昭和49年4月 当社入社 平成17年6月 当社取締役 現在に至る 平成19年6月 ㈱京王設備サービス代表取締役社長 現在に至る 他の法人等の代表状況 ㈱京王設備サービス代表取締役社長	23,000株
15	志村 康洋 (昭和24年9月29日生)	昭和47年4月 当社入社 平成17年6月 ㈱京王プラザホテル札幌代表取締役社長 平成18年6月 当社取締役 現在に至る 平成19年6月 ㈱京王プラザホテル代表取締役社長 現在に至る 他の法人等の代表状況 ㈱京王プラザホテル代表取締役社長	30,000株
16	山本 敏雄 (昭和23年2月10日生)	昭和45年4月 ㈱京王百貨店入社 平成20年6月 ㈱京王百貨店代表取締役社長 現在に至る 平成20年6月 当社取締役 現在に至る 他の法人等の代表状況 ㈱京王百貨店代表取締役社長	7,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当ならびに他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
17	鈴木 康 (昭和24年1月13日生)	昭和49年4月 当社入社 平成18年6月 京王不動産㈱代表取締役社長 現在に至る 平成20年6月 当社取締役 現在に至る 他の法人等の代表状況 京王不動産㈱代表取締役社長	9,000株
18	春山 暁 (昭和26年1月2日生)	昭和49年4月 当社入社 平成17年6月 ㈱京王エージェンシー代表取締役社長 現在に至る 平成20年6月 当社取締役 現在に至る 他の法人等の代表状況 ㈱京王エージェンシー代表取締役社長	12,950株

- (注) 1. 石橋三洋氏は、日本生命保険相互会社の代表取締役副会長であり、同社は、当社と資金借入等の取引関係があります。また、同社は、当社が行っている事業の部類に属する不動産事業を行っております。
2. 早崎 博氏、石橋三洋氏は、社外取締役候補者であります。両氏は経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、外部の視点からの有益な意見をいただくことで、当社のコーポレート・ガバナンスの強化が期待できるため社外取締役候補者としております。
3. 石橋三洋氏が取締役として在任している日本生命保険相互会社は、保険金等の支払管理態勢および経営管理態勢に関して、平成18年7月および平成20年7月に金融庁から業務改善命令を受けております。
4. 石橋三洋氏が社外監査役として在任している株式会社百十四銀行は、他の金融機関と運営していた「学費システム」に係る口座振替手数料の有料化に関して、平成16年7月に公正取引委員会から勧告審決を受けました。また、平成19年12月に同社社員による預金着服事件が発覚いたしました。このほか、平成21年2月に同社は同社社員の融資権限違反による不祥事件を公表いたしました。同氏は社外監査役として、日頃から法令等遵守態勢の整備について助言しており、それぞれの事実に対し、同社取締役会が行った法令等遵守態勢の一層の充実・強化などの再発防止策や対応について、適切に監査を行うなどその職務を果たしております。
5. 早崎 博氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって11年になります。
6. 石橋三洋氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年になります。
7. 早崎 博氏、石橋三洋氏は、当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する責任限定契約を締結しております。なお、両氏の選任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図



環境に優しい植物性大豆油インキを使用しております。

